

9 小型機船底びき網漁業のうち地方名称貝けた網漁業（えぞいしかげがい等）の許可等に関する取扱方針

（趣 旨）

第1 小型機船底びき網漁業のうち、地方名称 貝けた網漁業（えぞいしかげがい等）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては漁業の許可及び取締り等に関する省令及び福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）に規定するほか、この方針に定めるところによる。

（制限措置）

第2 規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（えぞいしかげがい等））

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

相馬市と南相馬市境界点から正東の線以北で、小型機船底びき網漁業のうち地方名称自家用釣餌料板びき網漁業の操業区域で第一種共同漁業権漁場の沖合の福島県の海面

なお、操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

毎年1月20日から3月20日まで

(6) 漁業を営む者の資格

相馬市及び新地町いずれかに住所を有する者

（許可等の条件）

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第 13 条により次の条件を付する。

(1) ほっきがい、こたまがい及びはまぐりを採捕してはならない。

(2) 魚類が混獲された場合は、すべて海中に投棄し、船内に所持してはならない。

(3) 他の漁業に従事する日は、当該漁業を営んではならない。

- (4) 夜間の操業をしてはならない。
- (5) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (6) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
- (7) 貝けたの間口の幅は、2メートル以内でなければならない。
- (8) 殻長6センチメートル未満のえぞいしかげがい及び殻長7センチメートル未満のながうばがいは、採捕してはならない。
- (9) 操業中は、黄色の標旗(たて50センチメートル、よこ50センチメートル)を船橋の上約1メートルの場所など見易い場所に掲揚しなければならない。

(許可等をしない場合)

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者から2隻以上の申請があったとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。
- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認めるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
- 2 小型機船底びき網漁業のうち地方名称貝けた網漁業(えぞいしかげがい等)の許可等に関する取扱方針(平成元年1月24日)は廃止する。